

岡山県共同募金配分要領

岡山県共同募金会（以下、「本会」という。）の共同募金配分（共同募金以外の寄付金配分、災害その他緊急配分等を除く）は、「岡山県共同募金配分要綱」に定めるもののほか、この要領による。

配 分 方 針

共同募金の配分は、共同募金運動要綱に則り、社会福祉事業、更生保護事業、その他社会福祉を目的とする事業に配分を行うものとし、特に社会福祉を目的とする事業については、ボランティア団体、NPO法人ほか地域住民自らが取り組む福祉及び福祉を主体とした活動の支援に重点を置き、配分の効果を最大限に発揮できるよう努める。

配 分 対 象

共同募金の配分対象団体は、次のとおりとする。

1. 社会福祉施設を経営する社会福祉法人・更生保護施設を経営する更生保護法人
（例外：現に法に基づき認可されている児童養護施設・保育所を経営する財団法人、社団法人、宗教法人及び個人については対象とする）
2. 社会福祉協議会
3. 県域福祉関係団体
4. 福祉を目的とするボランティア団体（自治組織等を含む）・NPO法人

配 分 基 準

1. 社会福祉施設を経営する社会福祉法人・更生保護施設を経営する更生保護法人
（1）配分対象事業

社会福祉施設については、福祉サービス、地域福祉活動の拠点としての施設機能の充実強化のための事業とする。

①施設・設備の整備事業

ア. 施設機能の充実強化のための設備・備品の整備事業

イ. 施設機能の充実強化のための緊急を要する改修・補修等。ただし、施設利用者の処遇に直接係わるものに限る。

②福祉車両の整備事業

施設利用者の無償の輸送のために使用する、「別表1」の「移送車Ⅰ～Ⅳ」に示す車両の整備事業。

(2) 配分の対象としない事業

- ①介護保険サービス事業
- ②土地の取得、造成費
- ③配分決定前にすでに購入または着工した事業
- ④配分を受けようとする施設整備事業が他の補助金（国・県・市町村の補助事業、その他の補助団体の補助事業）の対象となる事業。
- ⑤事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、配分申請時の前年度の決算において配分金以外の自己資金を含む他の財源で配分を受けようとする事業が実施可能と認められるもの。
- ⑥緊急性、妥当性のない整備事業（例えば、建物の外壁等の塗装及び施設機能に影響のない門扉等の整備等）
- ⑦事務機器の整備事業。ただし、使用目的その他の事情を勘案し、特に認めた場合は配分の対象とする。
- ⑧行政機関からの業務委託または指定管理者制度により管理運営がなされている公設民営施設の整備事業。ただし、特に配分委員会において、比較的小規模で財政基盤も脆弱と認められるものについては配分の対象とする。
- ⑨その他、配分委員会において不適切と認められたもの。

(3) 補助率

- ①事業費の3/4以内とする。
- ②ただし、福祉車両の整備事業については、「別表1」に示す基準額に補助率を乗じた額とする。

(4) 配分限度額

- ①配分の限度額は200万円とする。
- ②保育所については限度額を100万円とし、遊具その他備品購入の場合は50万円を限度とする。
- ③上記(2)「配分の対象としない事業」の⑧にいう例外施設については、限度額を30万円とする。

(5) 配分制限

- ①原則として1法人につき1施設（事業）のみ配分の対象とする。ただし、配分委員会が特に必要と認めたものについては、1法人2施設（事業）以内を限度とする。
- ②当該年度配分の対象となった施設については、原則として以後3年間は配分の対象としない。

(6) 特別配分

社会福祉施設が地域住民のために行う地域貢献活動で、地域住民の要望が強く、特に顕著な効果が見込まれる事業と配分委員会において認める事業については、上記の補助率、配分限度額、配分制限にかかわらない特別配分を行う。ただし、この場合においては、実施しようとする事業の計画について事前の協議を必要とする。

2. 社会福祉協議会（地域福祉活動事業費配分）

社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画等に基づいた地域福祉活動事業で、介護保険の対象とならないものについて配分を行い、配分額は次のとおりとする。

（1）県社会福祉協議会

地域福祉活動を計画的総合的に推進するための事業を対象とし、個々の事業内容を検討のうえ、必要と認める事業に対して配分を行う。ただし、当該年度の一般募金実績額の概ね3～4%額程度を配分限度額の目安とする。

（2）市町村社会福祉協議会

①基礎配分

[当該市町村共同募金目標額の50%+目標超過額]を基礎配分額とし、目標に達しない市町村については、[当該市町村共同募金実績額の50%]を基礎配分額とする。

②特別配分

ア. 赤い羽根福祉機器整備事業

在宅高齢者・障害者等のために行う在宅福祉・地域サービスに必要な福祉機器を整備する場合、年次整備計画に基づき、整備費の3/4以内で、50万円を限度として配分を行う。

イ. 赤い羽根福祉車両整備事業

在宅福祉・地域サービスに活用する福祉車両を整備する場合、「別表1」に示す基準額の3/4以内で、1台200万円を限度として配分を行う。

ウ. 「赤い羽根たすけあい号」更新整備事業

「赤い羽根たすけあい号」整備後、原則として8年を経過した同車両の更新整備については、「別表1」の「移送車Ⅳ」を準用し、基準額の1/2の額で、1台100万円を限度として配分を行う。

なお、「別表1」の「その他の車両」（軽自動車等）については、本会査定額の1/2以内とする。

エ. その他

上記市町村社会福祉協議会の配分基準にないモデル的な独自事業については、書面による事前協議を要するものとし、配分委員会が必要と認める額を配分する。

③地域歳末たすけあい配分

年度毎に別途定める「歳末たすけあい実施要項」により運動に取り組み、市町村社会福祉協議会の配分計画に基づき、当該市町村内の要支援者の支援を行う。なお、当該市町村内の募金は、当該市町村内の事業費として配分する。

3. 県域福祉関係団体

福祉関係団体（社会福祉協議会を除く）に対する配分は、県下全域を活動範囲とする県単位の各種団体を対象とし、年度毎に別途定める「県域福祉関係団体配分基準」により事業を指定して配分を行う。

4. 福祉を目的とするボランティア団体・NPO法人

介護保険サービスにかかるものを除き、次の事業について助成を行う。

(1) NPO法人の活動拠点施設整備

①福祉及び福祉を主体としたサービスを提供する拠点施設（社会福祉法人が経営する福祉施設に準ずる施設）を運営するNPO法人の行う施設の整備事業（施設の改修、補修工事。車両・備品整備は除く。）については、上記1の「社会福祉施設を運営する社会福祉法人・更生保護施設を運営する更生保護法人」の行う事業に準ずる。ただし、限度額は50万円とする。

②上記1の(2)の⑧の例外施設については、30万円を限度とする。

(2) ボランティア団体・NPO法人の活動事業費

NPO法人の上記以外の非営利活動及びNPO法人に準ずる組織体制を有するボランティア団体については、年度毎に別途定める「赤い羽根 ボランティア団体・NPO活動支援事業」助成基準に基づき助成を行う。

5. 福祉有償運送事業

(1) 福祉有償運送事業については、各地区福祉有償運送運営協議会で協議を経て、登録が完了したものについて車両購入費の配分を行う。

(2) 福祉有償運送事業用車両整備ということで一律に配分するというのではなく、個々の案件について配分委員会で検討し、必要と認めるものについてのみ配分を行う。

(3) 配分の限度額は50万円以内とする。

6. 認可外保育所

(1) 認可外保育所については、原則として配分の対象としない。

(2) ただし、国が定めた「認可外保育施設指導監督基準」に適合し、かつ市町村が定めた要件に適合した施設と認定され、当該市町村から運営費補助を受けているものについては、個々の案件について配分委員会で検討し、必要と認めるものについてのみ配分を行う。

(3) 配分の限度額は30万円以内とする。

7. NHK歳末たすけあい配分

年度毎に別途定める「NHK歳末たすけあい」配分基準に基づき配分を行う。

8. テーマ配分

特定の福祉課題に取り組むため、取り組みテーマを設定して助成を行う「テーマ配分」については、その企画毎に別途定める助成要項による。

優 先 順 位

共同募金配分は、すべて年度毎の募金収入に基づく配分可能額の範囲内で、緊急性、必要性のより高いものから優先した配分とするため、配分財源が不足する場合は、本要領に基づくものでも配分の対象とならない場合もある。

受 配 明 示

本要領に基づき配分の対象となった施設・団体は、共同募金の配分を受けて事業を行っていることを、本会の指定する方法で地域住民（寄付者）に対し積極的に知らせなければならない。

付 則

- この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。

「別表 1」

福祉車両の種類及び基準額は次によるものとする。

種類	特別装備	排気量クラス (cc)	基準額 (千円)
移送車 I	「助手席リフトアップ」または「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	660以下 (軽)	1,200
		661 ~1500	1,400
		1500~2000	2,000
		2001~3000	2,700
移送車 II	車いす仕様 (スロープ式)	660以下 (軽)	1,500
		661 ~1500	1,800
		1500~2000	2,500
		2001~3000	3,300
移送車 III	車いす仕様 (リフト式)	660以下 (軽)	1,500
		661 ~1500	1,600
		1500~2000	2,300
		2001~3000	3,000
移送車 IV	特別装備の有無を問わない	1500~2000	1,700
		2001~3000	2,300
その他の車両	上記の移送車 I ~IVに該当しない車両	本会が必要と認めた額	

注：新車のみ対象とし、自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料納車経費及びこれにかかる消費税等）は対象外とする。

(1) 移送車 I・II・III

現に法定の社会福祉施設を有する法人が、当該施設利用者の無償の輸送のために使用する車両とし、特別装備として「助手席リフトアップ」または「セカンドシートリフトアップ」、「車いす使用 (スロープ式)」、「車いす仕様 (リフト式)」のいずれかを有する車両とする。

① 助手席リフトアップ

助手席が車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備

② セカンドシートリフトアップ

セカンドシート (前方から2列目の座席) が車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備

③ 車いす仕様 (スロープ式)

車両に装着したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備

④ 車いす仕様 (リフト式)

車両に装着したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備

(2) 移送車 IV

現に法定の社会福祉施設を有する法人が、当該施設利用者の無償の輸送のために使用する車両とし、特別装備の有無を問わない。